

令和5年10月以降

令和5年9月末まで

5類変更後の外来医療（治療薬公費）

- 公費負担番号は、「**28102804**」
- 受給者番号は、「**9999996**」
- 10月以降、新型コロナウイルス治療薬の自己負担が発生。
- 保険適用後に残る自己負担額について公費負担。
（ただし、国から無償配布されている薬剤については、薬剤費は発生しない。）
- 外来、入院ともに高額療養費の適用対象。
- 国配布分が終了した薬剤はレセプト請求。
- 当該薬剤を処方する際の手技料等は公費対象外。

新型コロナウイルス治療薬の薬剤料のみ公費負担

〔ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシールドのみ対象〕

- 薬剤料は、**一部**公費負担（以下のとおり、医療保険の自己負担割合の区別に、1回の治療あたりの自己負担額の上限とする。）

〔1割負担 3,000円
2割負担 6,000円
3割負担 9,000円〕

- その他の費用は**自己負担あり**（保険診療）

新型コロナウイルス治療薬の薬剤料のみ公費負担

〔ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシールドのみ対象〕

- 薬剤料は、**全額**公費負担

- その他の費用は**自己負担あり**（保険診療）

5類変更後の入院医療（入院診療公費）

- 公費負担番号は「**28100709**」
- 受給者番号は「**9999996**」
- 医療費の自己負担が発生。
- 食事療養費は減額対象外（高額療養費の対象外）。
- レセプト請求にて行う。

一部公費負担

- 薬剤料（治療薬公費を適用しない額）を含む新型コロナウイルス感染症に係る**全ての医療費で自己負担相当額を計算**

- 高額療養費自己負担上限額から原則**1万円**を減じた額を自己負担額の上限とする

- ただし自己負担相当額が、上記**上限に達しない場合は、治療薬公費負担のみ**を適用する。

	入院診療公費	治療薬公費
達する場合	適用する	適用しない
達しない場合	適用しない	適用する

一部公費負担

- 高額療養費自己負担上限額から原則**2万円**を減じた額を自己負担額の上限とする

- 治療薬の薬剤料については、治療薬公費を適用する。
- その上で、残る新型コロナウイルス感染症に係る自己負担について、入院診療公費を適用する。